

処 分 の 名 称	容器検査所の登録及び更新
根拠法令・条項	高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）第 49 条第 1 項、 第 50 条第 1 項及び第 3 項
関係法令・条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス保安法第 7 条、第 50 条第 2 項 ・ 高圧ガス保安法施行令（平成 9 年 2 月 19 日政令第 20 号）第 12 条の 2 ・ 容器保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 50 号）第 33 条 ・ 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年 6 月 30 日経済産業省令第 82 号）第 24 条
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成 9 年 3 月 25 日通商産業省告示第 150 号） ・ 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成 28 年 6 月 30 日経済産業省告示第 184 号） ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和 2 年 8 月 6 日 20200715 保局第 1 号）
標準処理期間	15 日